

# 総務警察委員会記録

開催日時 平成27年7月1日(水) 13:08～16:40

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

粒谷 友示 委員長  
山村 幸穂 副委員長  
亀田 忠彦 委員  
松本 宗弘 委員  
川田 裕 委員  
西川 均 委員  
中野 雅史 委員  
田尻 匠 委員  
山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 野村 総務部長  
長岡 危機管理監  
前田 副知事(地域振興部長事務取扱)  
辻本 南部東部振興監  
福井 観光局長  
羽室 警察本部長  
柘植 警務部長  
藤本 生活安全部長  
萬谷 刑事部長  
大森 交通部長  
福田 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 6名

議 事

(1) 議案の審査について

議第55号 平成27年度奈良県一般会計補正予算(第1号)

(総務警察委員会所管分)

議第 57 号 奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例

議第 59 号 奈良県税条例等の一部を改正する条例

議第 60 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例  
の一部を改正する条例

議第 61 号 奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

報第 1 号 平成 26 年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について  
平成 26 年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(総務警察委員会所管分)

報第 3 号 公立大学法人奈良県立大学の経営状況の報告について

報第 4 号 一般財団法人奈良県ビクターズビューローの経営状況の報告に  
ついて

報第 16 号 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告  
について

報第 18 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定による専決処分の報告につ  
いて

奈良県税条例等の一部を改正する条例

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例

公立大学法人奈良県立大学が徴収する料金の上限の認可につ  
いて

報第 19 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告につ  
いて

奈良県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う関係  
条例の整理に関する条例 (総務警察委員会所管分)

奈良県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(2) その他

〈会議の経過〉

○粒谷委員長 ただいまから総務警察委員会を開会します。

本日、当委員会に対しまして 5 名の方から傍聴の申し出がありますが、これを認めてよ

ろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○粒谷委員長 それでは、その後の申し出についても、さきの方を含めまして20名を限度として許可することにしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○粒谷委員長 それでは、認めることにします。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となります。あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、総務部長、危機管理監、副知事、南部東部振興監、観光局長、警察本部長の順に説明を願います。

○野村総務部長 6月定例県議会提出の議案について、全体の概要及び総務部に関する事項について説明します。

冊子「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」の目次をお願いします。6月22日に提出した議案は、議第55号、議第56号の補正予算が2件、議第57号から議第65号までの条例の改正が9件、議第66号から議第69号までの契約等が4件、議第70号の計画が1件、報第1号から報第19号までの繰り越しの報告、公社等の経営状況の報告などが19件の合計35件です。以上が全体の概要です。

補正予算案と条例案については、後ほど別途配付した資料により、内容を説明します。

以下、総務部に関するものについて説明します。その他については、それぞれの部局長が所管の委員会で説明します。

冊子「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」の59ページから73ページまでが報第1号の平成26年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。一般会計全体で明許繰越が72ページに記載の総合計で164件、275億7,029万円余、事故繰越が3件、5億2,667万円余です。このうち総務部に関するものは4件です。

60ページ、第2款総務費、第1項総務管理費のうち、奈良県地方創生推進事業とマイナンバー制度推進事業については、いずれも国の補正予算に伴い平成27年2月定例県議

会で補正予算に計上したものであり、記載のとおり繰り越しをしたものです。

本庁舎及び分庁舎昇降機更新事業については、工法の検討等に不測の日時を要したことにより、また携帯電話等エリア整備事業は、事業主体である市町村のおくれにより、記載のとおり繰り越したものです。

90ページ、報第18号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてです。総務部に関するものは、奈良県税条例等の一部を改正する条例の1件です。

91ページからが奈良県税条例等の一部改正する条例ですが、平成27年4月1日から施行が必要な地方税法の改正に伴う所要の改正を平成27年3月31日付で専決処分したものです。主な改正内容については、法人事業税の所得割税率を引き下げ、外形標準課税を拡大すること、不動産取得税の既存の税負担軽減措置を3年間延長すること、自動車取得税の税負担軽減措置について、エコカー減税の特例を燃費基準の切りかえを行った上で適用期限を2年間延長するとともに、バリアフリー対応車両と先進安全自動車の取得に係る課税基準の特例措置の適用期限を2年間延長すること、有害鳥獣の許可捕獲従事者の狩猟税を2分の1とする特例措置を創設すること、ふるさと納税に係る寄附金について、寄附者が確定申告を行うことなく寄附金税額控除の適用を受けることを可能とするふるさと納税ワンストップ特例を創設するという内容です。

114ページ、報第19号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。このうち総務部に関するものが、奈良県情報公開条例の一部を改正する条例、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の2件です。

115ページ、奈良県情報公開条例の一部を改正する条例です。独立行政法人通則法の改正に伴い、法令を引用する条文の整理を行うため、所要の改正を平成27年3月31日付で専決処分したものです。

116ページ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例です。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が改正され、当該法令の名称を引用する条文の整理を行うため、所要の改正を平成27年3月31日付で専決処分したものです。このうち総務部においては、第2条の奈良県税条例を所管していますが、狩猟税に関する規定の中で、法律の名称が変わったことにより、それを改めるものです。

続きまして、補正予算の説明をします。資料「平成27年度6月補正予算案の概要」の1ページ、平成27年度奈良県一般会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出それぞれ12

1億7,400万円余です。また、債務負担行為として、追加と変更合わせて108億2,500万円余を計上しています。これらは県政諸課題に対し、新たに取り組む施策等について増額するもので、政策課題別の内訳は記載のとおりです。

2ページ、歳入予算は、特定財源として、急傾斜地崩壊対策事業費負担金などの分担金及び負担金を4,000万円余、防災・安全社会資本整備交付金などの国庫支出金を43億700万円余、有価証券の満期などによる財産収入を1億6,800万円余、クラウドファンディング活用事業寄附金を600万円余、地域振興基金繰入金などの特定目的基金の繰入金を27億3,700万円余、道路整備事業債などの県債を34億3,700万円余を計上するとともに、残余の一般財源としては地方交付税を14億7,500万円余を計上しています。この結果、一般会計の補正後の予算総額は、4,834億5,700万円余となり、当初予算に比べて2.6%の増、前年度同期比で1.3%の増となっています。

歳出予算については、総務部に関するものとして後ほど危機管理監から説明するものを除き、2件について説明します。なお、各補正予算の歳入歳出の款項の内訳は議案書に記載しています。

8ページ、12エネルギー政策の推進関係で、新規事業、総合庁舎屋上太陽光発電装置設置事業です。再生可能エネルギーの導入促進をPRするため、国から交付されたグリーンニューディール交付金を活用して、多数の来庁者が見込まれる郡山総合庁舎と榎原総合庁舎に太陽光発電装置等を整備するものです。平成27年度は設計を行います。

14ページ、17その他の地域・経済活性化基金積立金です。平成27年3月に解散した住宅供給公社から残余財産として受け入れた有価証券が平成27年9月に満期となることから、県内各地域及び県経済の活性化に資する事業を推進するための基金である奈良県地域・経済活性化基金に積み立てるものです。

続きまして、条例について、資料「平成27年6月定例県議会提出条例」により、総務部所管にかかる条例案3件について説明します。

1ページ、議第57号、奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の制定に伴い、特定個人情報の利用の制限を定める等のため、所要の改正を行うものです。施行期日は、一部を除いて平成27年10月5日としています。

13ページ、議第59号、奈良県税条例等の一部を改正する条例です。地方税法の改正

を受け、奈良県税条例等の改正が必要となったため提案するものです。改正案の概要としては、法人事業税の所得割税率を引き下げ、外形標準課税を拡大すること、地方消費税について、消費税率10%への引き上げ時期を平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更するとともに、国外事業者が国境を越えて行う事業者向け電子書籍や音楽の配信などの電気通信役務の提供について、役務の提供を受ける事業者を消費税の納税義務者として新たに指定すること、たばこ税について、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年度から4年間で段階的に廃止することについて、所要の整理を行うものです。施行期日は、一部を除いて平成27年10月1日としています。

25ページ、議第60号、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例です。これは、半島振興法及び半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い条例の改正が必要となったため、提案するものです。改正案の概要は、不均一課税の対象業種に農林水産物販業及び情報サービス業等を追加すること、適用期限を平成29年3月31日まで延長することについて、所要の整理を行うものです。施行期日は公布の日に、また適用日は平成27年4月1日からとしています。

以上が提出議案の概要及び総務部所管に係るものです。審議のほどよろしく願います。

**○長岡危機管理監** 私から危機管理監所管の予算関係について説明します。

資料「平成27年度6月補正予算案の概要」の7ページの1件です。10安全・安心の確保の新規事業、消防防災ヘリコプター消防救急デジタル無線整備事業です。消防防災ヘリコプターに搭載していますアナログ方式の消防救急無線を、平成28年5月31日のデジタル化移行期限までにデジタル方式に移行させるため整備を行うものです。

以上です。よろしく願います。

**○前田副知事（地域振興部長事務取扱）** 私から地域振興部の所管分について説明します。

資料「平成27年度6月補正予算案の概要」の6ページ、7学びの支援の幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業については、私立幼稚園における遊具や運動用具などの教育環境を整備することにより、質の高い環境で子供が安心して育つ体制を整備するものです。

7ページの公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金については、奈良県立大学の中期目標に基づき、奈良とユーラシアのつながりに関する研究活動及び研究成果の情報

発信等の取り組みに対し補助し、奈良県立大学の魅力向上を図るものです。8文化の振興の図書情報館魅力発信事業については、今年は奈良県立図書情報館開館10周年で、これを契機にフォーラム等を開催して、文化と情報、交流の拠点としての魅力を多方面に発信をするものです。

8ページ、12エネルギー政策の推進です。奈良県災害時エネルギー自給集落モデル検討事業については、モデル地域を選定して、災害時に必要な電力などを自給できる集落づくりに向けた整備手法を検討するものです。

13ページ、16市町村への支援、「奈良モデル」推進貸付事業については、奈良モデルのさらなる推進を図るため、複数の市町村が連携して取り組む大規模な施設整備に対する無利子貸付制度を創設するものです。

「奈良モデル」推進補助金については、当初予算に計上していた補助金の増額をするものです。本会議で知事が説明したとおりですけれども、今回の補正予算に計上したもの、当初予算に計上したもの、今回説明したものを合わせて整理をしていますので、資料1『「奈良モデル」に対する財政支援スキーム』を参考にしてください。

それでは、資料「平成27年度6月補正予算案の概要」の14ページ、17その他、古民家でのくらし魅力PR事業（寄付型クラウドファンディング活用事業）については、広く寄付を募り、大和民俗公園内にある古民家においてワークショップ等、当時の暮らしの魅力を発信するものです。

続いて、冊子「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」の60ページ、地域振興部が所管をします繰越明許費について説明します。県内企業・市町村と大学との連携事業、ベトナムフートー省との文化交流事業、61ページの文化資源データベース構築事業、国民文化祭開催準備事業、NHK大河ドラマ誘致事業の5つの事業については、平成27年2月定例県議会において補正予算に計上したものを全額繰り越したものです。史跡等整備活用補助については、事業主体の奈良市の平城京朱雀大路跡公有化事業がおくれたことから繰り越しを行ったものです。文化会館施設整備事業については、音楽練習室の整備について、公告後に応札者がなかったことから、平成27年度に再度公告を行うために繰り越しをしたものです。

71ページ、県立大学地域開放施設整備事業については、地下に埋設物が見つかったことにより設計の見直しが必要となり繰り越したものです。

113ページ、公立大学法人奈良県立大学が徴収する料金の上限の認可についてです。

平成27年4月1日付をもって奈良県立大学が地方独立行政法人化をしました。それに伴い、授業料の額などについて、これまでは県の条例で定めていたのですが、同じ額で地方独立行政法人法第23条第1項の規定により認可をしたものです。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため、今回報告をします。

続いて、地域振興部所管の条例について説明します。資料「平成27年6月定例県議会提出条例」の32ページ、奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例です。住民基本台帳法が改正されることに伴い、指定情報処理機関が行う本人確認情報の提供に係る手数料の規定を削除する等のため、所要の改正を行うものです。施行は平成27年10月5日からとしています。

最後、地域振興部が所管します公社等の経営状況について説明します。

公立大学法人奈良県立大学です。繰り返しになりますが、奈良県立大学は平成27年4月に法人化をしました。公立大学法人奈良県立大学から事業計画書の提出がありましたので、冊子「平成27年度事業計画書」に沿って説明します。目次のⅠ教育、Ⅱ研究、Ⅲ地域貢献、Ⅳ国際交流の4つ、教育、研究、地域貢献、国際交流を大学運営の大きな柱としています。そして、これらの活動を支えるために、次の計画も定めています。

1ページ、Ⅰ教育、①教育内容の充実としては、1対話型少人数教育、2フィールドワークを通じた実践型教育の導入・充実、3リベラルアーツ教育の充実、4高度な語学教育の提供を図ることとしています。

2ページ、学生の皆様方への支援としては、5意欲ある学生の確保、6教育内容の評価、これは教員の評価とカリキュラムの評価を含んでいます。7学生のキャリアサポートの充実、8学生生活へのサポートにそれぞれ取り組んでいくこととしています。

3ページ、③教育を支える施設整備としては、9学生の学習意欲及び教育効果の向上を図るキャンパス整備、10図書館機能の充実・強化を図っていくこととしています。

今、教育について説明しましたが、4ページ、Ⅱ研究について説明します。1研究の適切な成果評価、2課題解決に寄与する研究活動の推進をするとともに、奈良らしい研究として、3奈良とユーラシアに関する研究活動を推進することとしています。

5ページ、Ⅲ地域貢献です。①教育関連ですが、1幅広い知識と実践力を持つ優れた人材の育成、2奈良の魅力を全国に発信できる人材の育成、3地域の大学・高等学校間の連携による地域貢献、4シニアカレッジなど県民に対する生涯学習の機会の提供、6ページ、5社会人の学び直しの機会の提供、6地域創造データベースの構築、活用及び提供を行っ

ていくことにしています。②研究関連ですが、7大学・地域の協働による課題解決型プロジェクトの推進、8研究成果等の地域への還元を行っていくこととしています。

7ページ、③地域交流関連については、9学生の地域貢献の支援、10奈良県のニーズに対応した地域貢献活動、11地域交流拠点の活用、市民講座や施設の貸し出しなど、12地域に開かれたキャンパスづくりを行っていくこととしています。

8ページ、先ほどの4本柱の最後の柱、IV国際交流ですが、海外の大学との学生交流協定を進めるなど、学生の国際交流や教員の国際交流、国際交流組織体制の整備を行っていくこととしています。

8ページ以降、法人運営等々について記載をしています。組織運営の改革、健全な財務の構築、法人としての自己点検・評価の実施などに努めていくこととしています。

11ページ、VI予算、収支計画及び資金計画等については、11ページ、12ページに記載のとおりです。

以上です。審議のほどよろしく申し上げます。

**○辻本南部東部振興監** 私から南部東部振興監所管の提出議案について説明します。

冊子「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」の60ページ、平成26年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告です。南部・東部地域での特色あるイベント開催事業、スポーツ・文化活動による交流促進事業、路線バスを活用した南部・東部地域への誘客促進事業、移住促進事業、以上4つについては、国の補正予算に対応するもので、平成27年2月補正予算で計上したものです。うだ・アニマルパーク周辺環境整備事業ですが、うだ・アニマルパーク周辺道路の渋滞、駐車場不足に対応するため、宇陀市が行っている事業について、宇陀市の事業の遅延によるものです。

以上です。よろしく申し上げます。

**○福井観光局長** 続いて、観光局所管の提出議案について説明します。

冊子「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」の61ページ、4観光費です。団体旅行誘致促進事業から、62ページの海外広報媒体等を活用した観光情報発信事業までの20事業ですけれども、平成27年2月定例県議会において補正予算を計上したものを全額繰り越したものです。

続いて、一般財団法人奈良県デジタルズビューローの事業報告、事業計画について、説明します。冊子「平成26年度事業報告書」の目次の事業報告、IからVまでの5本の柱で事業を展開しています。

1 ページ、1 つ目の柱ですが、県内への観光客誘致促進事業です。2. オフ期における旅行商品の企画・造成では、宿泊滞在者が減少する冬季における誘客促進策として、

(2)「奈良うまし冬めぐり」観光キャンペーンを展開しました。社寺の秘宝、秘仏特別公開など、奈良の魅力ある観光素材を活用発掘して旅行商品の企画・造成を行いました。その結果、5, 111名の参加を得ることができました。

2 ページ、効果的な情報収集・発信と関係機関へのプロモーションでは、旅行会社、輸送事業者、メディア等への情報発信とプロモーションを強化して旅行商品化につなげることができました。

5 ページ、奈良県への効果的な誘客を図るため、「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーンを展開して、県内外に伝統行事や観光イベントを紹介するガイドブック、ポスターを発行し、県内初め近畿各府県や首都圏で配布しました。また、ガイドブックのウェブ発信として、専用ホームページを制作し、情報発信を強化しました。

6 ページ、2 本目の柱ですが、奈良ファン育成事業です。潜在的な奈良ファンのリピーター化を推進するため、1. 奈良大和路カレンダー制作・販売、2. 奈良ファン倶楽部の会員を対象とした大和路歴史文化講座や特別ツアー等を実施しました。

9 ページ、3 つ目の柱として、教育旅行の推進です。宿泊滞在型修学旅行の推進を目的として、東京都や神奈川県等の中学校長会並びに福岡県の中学校長会を対象とした奈良県修学旅行モニターツアーを実施するなどのプロモーション活動を行いました。

10 ページ、4 本目の柱は、コンベンション誘致及び支援です。県内外の大学や大手旅行会社への誘致活動に取り組んだほか、国際コンベンション等への開催助成を行いました。その結果、平成26年度は誘致目標の233件を上回る258件の誘致を達成することができました。

15 ページ、5 つ目の柱は、地域支援及び広報等の諸事業です。観光振興に尽力され観光を通じた地域貢献に大きな役割を担っていただいた方々5名と2団体の表彰を行うなどの取り組みを行いました。

16 ページ、平成26年度一般会計の収支決算です。決算額欄に記載のとおり、事業活動収入1億1,804万1,124円に対し、18ページの決算額欄中段に記載のとおり、事業活動支出は1億1,826万6,155円で、事業活動収支差額はマイナス22万5,031円となり、前期繰越により処理しています。その結果、次期繰越収支差額は379万7,188円となっています。

26 ページ、「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン特別会計です。決算額欄に記載のとおり、事業活動収入が5,174万7,829円に対して、事業活動支出が5,471万3,823円で、事業活動収支差額はマイナス296万5,994円です。なお、1,054万153円を次期繰越としています。以上が平成26年度の事業報告です。

続いて、平成27年度の事業計画について説明します。冊子「平成27年度事業計画書」の1ページ、平成27年度の基本事業については、ⅠからⅢの柱立てで、1本目の柱は、国内外からの県内への観光客誘致促進事業です。奈良県への誘客を促進するため、テーマ性の高い着地型旅行商品の企画提案を初め、県内で宿泊滞在が減少するオフ期に、うまし夏めぐり、うまし冬めぐりの観光キャンペーンを展開する中で、誘客効果の高い旅行商品を造成し、関係機関へのプロモーション活動を進めてまいります。

また、平成27年度より組織体制を大幅に強化して、外国人観光客の誘客につながるインバウンド事業を促進し、奈良県における周遊滞在型観光を促進します。特に奈良県が海外に設置した外国人観光客誘致プロモーター活動を展開し、海外での観光情報の収集や情報提供などを行い、旅行商品の造成につなげます。

2ページ、引き続き修学旅行の誘致促進を図るとともに、効果的な情報収集・発信と関係機関へのプロモーションでは、本県への効果的な誘客を図るため、首都圏を初め県外でプロモーション活動等を行います。

4. 広報・宣伝活動として、県内の伝統行事や観光イベントなどを紹介するガイドブックやポスターの作成を行います。さらに情報発信を強化するため、奈良県観光情報サイト「大和路アーカイブ」のリニューアルを実施します。

3ページ、2つ目の柱は、コンベンション誘致及び支援です。平成27年度の誘致目標240件を達成するため、引き続き県内外の大学等へのプロモーション活動を展開していくとともに、4ページから5ページに記載のとおり、宿泊助成金の交付、コンベンションの開催を支援します。

6ページ、3つ目の柱として、地域支援及び広報等の諸活動です。県内の大学、高校等と連携して、観光分野に興味を持つ人材を受け入れ、地域の観光人材育成を図るなどの取り組みを進めてたいと考えています。

7ページ、平成27年度一般会計収支予算について、予算額欄の事業活動収入として、会費収入、補助金等収入など合計1億4,770万円を計上しています。

8ページから9ページに記載の事業活動支出として、事業活動支出計1億5,095万1,000円を計上しています。

10ページ、「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン特別会計については、事業活動収入6,932万8,000円、同事業活動支出7,368万5,000円を計上しています。以上が平成27年度奈良県ビジターズビューローの事業計画です。

これで観光局所管の議案の説明及び報告を終わります。審議のほどよろしく願います。

○羽室警察本部長 私からは、警察本部所管の提出議案について説明します。

提出議案については、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告及び専決処分の報告案件2件です。

冊子「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」の88ページ、報第16号、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告について、冊子「平成26年度業務報告書」及び「平成27年度事業計画書」により説明します。

平成26年度業務報告について、冊子「平成26年度業務報告書」の1ページ、暴力団情勢については、1概要のとおり、依然として厳しく、暴力団追放県民センターでは暴力団追放のための広報啓発事業、地域経済団体等の暴力団排除組織及び団体に対する講習会や支援活動、暴力追放相談活動などを積極的に推進して暴力団排除機運の高揚を図るとともに、暴力団を社会から孤立させるための諸施策を実施しました。その内容については、2業務の実施内容の(1)広報啓発事業に記載のとおり、第23回暴力団・銃器追放奈良県民大会を開催したほか、2ページに記載の各種広報啓発資料を作成、配布するとともに、テレビ等のメディアを活用した啓発活動を実施しました。

4ページ、(2)地域・経済団体等に対する支援として、行政機関や事業所の責任者等に対して不当要求防止責任者講習を実施するとともに、資料提供などの支援活動を実施しました。このほか、(3)暴力追放相談事業として、250件の相談を受理し、対応しました。

6ページ、平成26年度の決算報告の概要です。貸借対照表の当年度欄の資産の合計額は7億9,302万7,402円、負債は負債合計欄のとおり5億6,653万6,653円、差し引きしますと、正味財産合計欄のとおり7億8,737万7,749円となっています。

続いて、7ページの正味財産増減計算書、当年度の収益と事業支出との収支による正味財産の増減については、8ページの正味財産期末残高欄のとおり7億8,737万7,7

49円で、前年度との比較では57万6,400円の減となっています。

9ページ、財産目録の内容については、資料記載のとおりです。

11ページ、基本財産については、4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の当期末残高の小計欄に記載のとおり7億6,851万円で増減はありません。以上が平成26年度の業務報告です。

続いて、平成27年度の事業計画について説明します。冊子「平成27年度事業計画書」の1ページ、概要ですが、暴力団情勢に鑑みまして、暴力団等の反社会的勢力の危険性、悪質性をこれまで以上に県民の方々に周知し、暴力団のいない安全で安心な地域社会を実現するための施策を積極的に推進することとしています。

続いて、2実施計画、(1)暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除の思想高揚を図るための事業として、暴力団・銃器追放奈良県民大会の開催、広報啓発活動など、1ページから3ページに記載のと通りの施策を推進することとしています。

続いて、4ページ、(2)地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する支援事業として、各種資料の提供、講師派遣などの支援事業を実施するとともに、3事業所の責任者に対する講習会の開催欄に記載のとおり、県公安委員会からの委託事業である不当要求防止責任者講習について、開催数40回、受講者数約1,200名を予定しています。

5ページ、(3)暴力団員による不当な行為に対する相談支援事業として、暴力相談事業、暴力団から離脱する意思を有する者に対する相談支援活動などを推進することとしています。

7ページ、平成27年度の収支予算ですが、経常収益については、基本財産運用益のほか、記載の収入を見込んでおり、表の経常収益計欄に記載のとおり、2,648万3,000円を計上しています。経常費用については、事業費以下、記載の予算を組んでいます。

以上が公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告です。

次に、冊子「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」の90ページ、報第18号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める附則において、条文の表現と異なる解釈となるおそれがあったことから、解釈を明確にするため、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正することで、知事の専決処分とした報告を

するとともに、承認をお願いするものです。

114 ページ、報第19号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について、奈良県暴力団排除条例の一部を改正する条例ですが、少年院法の廃止に伴い、条文の整備を行うため所要の改正をしたものです。

警察本部所管の提出議案の概要については以上です。審議のほどよろしく申し上げます。

○粒谷委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言を願いたいと思いますが、その他の事項については、後ほど質疑を行いますのでご了承願います。

ご意見ございませんか。

○川田委員 補正予算でお聞きしたいのですが、冊子「平成27年度一般会計特別会計補正予算に関する説明書」の9ページ、市町村の振興費、「奈良モデル」推進貸付金15億円があります。これについて6点ほど聞きたのです。

この貸付金の財源ですけれども、歳入にも出ていますが、地域振興基金繰入金で財源を組んでいるという解釈でよろしいですか。

○石井市町村振興課長 財源としては、委員がお述べの基金を充てています。

○川田委員 基金ということは、基金の条例の中で運用されていることになると思うのですが、資料1『「奈良モデル」に対する財政支援スキーム』を見ますと、充当率75%で無利子、貸付期間が15年、うち1年据置とあります。15年間無利子で貸し付けとなると、これは補助にはならないのですか。金利等は、本来かかるものではないのですか。その解釈をお聞かせください。

○石井市町村振興課長 予算の財源に充てているのは、取り崩して繰り入れをして充てており、基金の運用として回すわけではありません。説明が漏れていましたので追加して説明をします。これは貸付事業で予算化をして貸すものです。補助とは異質なものと解釈をしています。

○川田委員 意味がわからないのですが、異質なものとはどういうことですか。

○石井市町村振興課長 補助は、反対給付を求めないまま提供し、相手に渡し切りになるものと思いますが、この場合、貸付金ということで、貸し付けた元本については15年間に県に戻ってくるので、違うものであるという解釈です。

○川田委員 それはおかしいのではないですか。本来、15億円というお金を、銀行に預けていてもそれに対する果実がついてくるのではないですか。本来、果実がつくものであって、それがつかないということになれば、金利分に関しては相手に補助をしていることに

なるのですが。当然元金は反対給付で返ってきます。でも、元金は返ってくるけれども、利子はもらわないと言っているわけですから。その部分については、無利息が相手に対する利益供与ということで、完全に相手の利益になると最高裁の判例も出ています。その観点から言えば、利子の部分に対しては完全に相手に対する利益供与になるのではないですか。利子については、補助金ではないかという趣旨の質問をしているのですが、いかがですか。

**○石井市町村振興課長** 今、川田委員の丁寧な説明をいただきありがとうございます。我々としては、一定の行政目的、今回の場合ですと、奈良モデルのさらなる推進ということで、無利子で貸し付けようという事業を立てていますので、利子分云々という議論はそもそもないと思っています。

**○川田委員** そもそもないと言っても、地方自治法第2条で法令根拠に基づいて行うことになっています。だから根拠が必要ではないのですか。担当課に聞いても、会計科目の貸付金であるからそれで出動できるのだと。そんなことはないですよ。ただ会計科目が書いてあるだけであって、あとは法令等に従って行っていくことになるのではないですか。これは法律に適合しているかどうかという問題でしょう。そのあたりはいかがですか。根拠を言っていただけますか。

**○石井市町村振興課長** 地方自治法においては、貸付金で明確な規定はありません。逆に言えば特に規制もありません。ただ、貸付金が地方自治体に存在する前提のもと、貸付金という用語が使われている箇所は何カ所かありますので、そもそも地方自治法で地方公共団体が貸し付けを行うということは想定されていると解釈しています。

**○川田委員** 逆に聞きますが、何でも貸付金であれば貸していいということですか。

**○石井市町村振興課長** 当然、公益の必要性上ということは求められますので、裁量の逸脱また濫用は当然できないと解釈しています。

**○川田委員** 貸付金で金利を取らないことが補助に当たらないというのは、最高裁の判例と一致してくるのですが。地方自治法第232条では、地方公共団体は寄附または補助することができるということですが、この金利に対して補助に当たらないとおっしゃっているのですね。補助に当たる場合であればどうなるのですか。

**○石井市町村振興課長** 補助に当たる場合の解釈については、とりかねるところです。そういう解釈をしていませんので、我々としては、繰り返しになりますが、奈良モデル、複数市町村との連携協働による施設整備の推進のために、無利子で貸し付けるという施策を

立て、今回予算を上げていますので、あくまでも貸付金ということで理解いただければ幸いです。

○川田委員 少し視点を変えて聞きますが、奈良県地域振興基金条例がありますが、これの第何条の規定を今回適用されているのですか。

○石井市町村振興課長 先ほど2回目の答弁で申しましたが、基金を取り崩して一般会計に繰り入れ、それを財源として貸し付けを行う形ですので、基金の運用ではありません。

○川田委員 だから何条ですか。

○石井市町村振興課長 何条といたしますか、基金を取り崩しているわけです。

○川田委員 聞いているのは、奈良県地域振興基金条例の中にいろいろ運用方法や処分の仕方などが明記されていますね。それを聞いているのですが。

○石井市町村振興課長 大変申しわけありません。今手元に条例を持ち合わせていませんが、地域振興基金の目的に合致する使い方で、取り崩し処分をするという形です。

○川田委員 目的に合うから処分をすることは、奈良県地域振興基金条例第5条になります。第5条は設置目的を達成するためにと明記されています。目的を達成するためにとありますが、第1条に設置目的が「地域産業の活性化又は市町村の振興に寄与する事業に対する助成、県勢発展の基盤となる公共施設等の整備その他地域の振興に資する事業を実施するため、奈良県地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。」と書いています。だから、これは地域の市町村の振興に寄与する事業に対する助成、県勢発展の基盤となる公共施設整備等のその他地域の振興に資する事業が目的です。その目的の達成のために処分をする、第5条に則って処分するということでしょうか。これは貸し付けではないですか。目的の使い方の運用とは読めないですが、いかがですか。

○石井市町村振興課長 先ほど川田委員から紹介のあった目的、市町村振興に寄与をするということで、処分をして、一般会計に繰り入れをして、それを貸し付けるという形を、例えば基金を取り崩して補助に回す場合も可能性としてはあるわけですので、それと同じ扱いかと思えます。

○川田委員 いや、第1条で設置目的は明確になっているわけです。第1条に貸し付けとは書いていないではないですか。助成や県勢発展の基盤となる公共施設等の整備その他地域の振興に資する事業を実施するため。もう一度いいます。市町村の振興に寄与する事業に対する助成、県勢発展のと。助成の後は、読点です。読点といえば「及び」です。「及び」といえば「または」、「もしくは」ではなく、この条例は、法文上、立法上からいくと、

読点であれば「及び」ではないですか。「及び」ということは、前段がAとして下段がBとすれば、その両方を足した部分が設置目的ということでしょう。なので、完全に間違っているのではないですか。貸し付けとはどこにも書いていない。助成と書いています。助けに成る。貸し付けの意味が読めないのですが、いかがですか。

○石井市町村振興課長 貸し付けであっても、助成、支援に当たるものもあると考えています。

○川田委員 金融用語からいけば、これはファイナンシャルサポートです。助成は反対給付を受けないものです。これだと反対給付を受けているではないですか。そういうふうには読めない。今回、何人もの有識者に聞いてきました。これはファイナンシャルサポートです。これは補助です。だから、そのために県はこの基金を積んでいる。ファイナンシャルサポートが必要な場合には、補助金としてそれを与えていくということではないですか。それを勝手な解釈をして、貸し付けでも補助になるということ。だから、金利に対しては補助ではないのですかと、前段に聞いた。最高裁の判例でも、県としては、本来入ってくる果実があるわけです。銀行の普通預金に入れていても果実が出てくるでしょう。果実が出てきたら、県としては本来入らなければいけないお金ではないですか。けれども、貸し付けということで貸してしまったら、本来入るものが入らなくなってしまうということではないですか。まして、今の基金条例の解釈は違います。これが可能であれば、予算に組めば無限大に、誰にでも、いくらでも、無利子で貸していいということですよ。地方自治の財政はそうならないと解釈していますが、いかがですか。

○石井市町村振興課長 貸し付けできるかどうかという話ですが、運用云々という話を先ほどからいろいろお述べいただいていますけれども、当然貸し付けについては、行政目的がきちんとしていないと、何でもかんでもというわけにいかないと思っています。

○川田委員 聞いていることと答弁が違うのですが、私が聞いているのは、貸し付けと補助というのは分けて議論しないといけないのです。ほかにも貸し付けをしていますので、貸し付けは構わないではないですか。これは合法的だと思う。私法上の契約を結べば可能です。しかし、今回、本来果実がつかないものがないものにつかないのでしょうか。基金設置目的には、第6条の運用にもつながってくるのですが、第2条に積立てがあり「基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。」と。その後、第3条に管理があって「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」と。よって、目的を持って取り崩して、その目的によ

って使うのであれば。でも、貸し付けということは運用の一部ではないですか。基金の設置目的からすれば。10人に聞けば10人そのとおりだと言いますよ。無金利で貸すこと自体が、確実かつ有利な方法による保管なのですか。反対給付を受けて戻ってきたお金は基金に入るのでしょう。戻らなかったら大問題になると思いますが、いかがですか。

○石井市町村振興課長 最後にお聞きいただいた、戻るか戻らないかという点については、戻ってくる時点は後年度になりますので、その予算の段階でまた次に貸し出しがあれば当然その還付金をそのまま貸し付けに回すことも当然あるでしょうし、戻す場合もあるでしょうし、また違った形で処理する場合もあるかと思えます。それはその後年度の予算編成時点で議論をし、議会に予算で上げて審議いただくことになると思えます。

○川田委員 第5条によって、貸し出しすることの目的で取り崩して処分したわけでしょう。戻ってきたらここに入れないと、一旦戻入しないといけないのではないですか。けれど、一回出てしまったら、もうこの基金に関係ないのですか。では、戻すも戻さないも、またそのときに検討したらいいという話でしょう。第6条にはあります「知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」と。これに該当するともとれるのではないですか。金利はゼロですけれど、期間も決めて、方法も決めているのでしょうか。利率も定めたのでしょうか。基金に属する現金を崩して、歳計現金に繰り替えて出して、運用するのでしょうか。解釈論になってきますが、適正に適用されているかどうかを解釈するのは議会側ではないのですか。まして、無金利ということは、先ほども言いましたが、相手に対して利益供与になるわけです。今の解釈で補正予算の中に紛れ込ませて、それで可能かどうかを聞いているのです。

○石井市町村振興課長 説明が繰り返しになり申しわけありませんが、委員から説明のあった繰り替え運用は、あくまで基金の現金を運用する際の規定です。今回我々が補正予算で上げていますのは、その基金を、市町村の振興に寄与する等々の目的に応じているということで、貸付金の財源として処分をして、一般会計に繰り入れをすることです。

○川田委員 別の聞き方をします。資料1『「奈良モデル」に対する財政支援スキーム』に書かれている住民サービスの拠点施設の共同整備に関しておこなうと。先日の一般質問の答弁でもありましたが、一部の市町村が要望して決定されたと新聞報道もされていました。ということは、どこかで決まったものが今出てきているということですか。本来であれば、規定を設けて、そして公募を行って、それに参加いただいて、予算の範囲内で行う

ものであると思いますが、その中で審議をして、検査もされるのでしょうか。いろいろな条件もあるでしょう。そうしていくのが本来の形ではないのですか。個別に要望があって個別に出てくるのであれば、その個別の団体にあげればいいではないですか。先日の本会議で聞いていて、どうも納得いかないのですよ。おかしいでしょう。コンプライアンスの問題だと思うのですが、いかがですか。

○石井市町村振興課長 委員がご指摘の点は新聞報道で具体の町村名が出ていた話と思いますが、それは6月補正予算を発表した後でして、補正予算の発表、また当初予算の発表においても、予定している箇所等については、ある程度想定したものはそのときにオープンにしていますので、それを受けての報道かと解釈しています。

○川田委員 先日の一般質問ではどういう発言があったのですか。

○石井市町村振興課長 一般質問での議員からの発言等については、私としては、根拠については存じ上げません。

○川田委員 今回の総務警察委員会までに担当課にも聞きましたが、同じようなことを言っておられました。それは公務員が我々議員に対して虚偽の報告を行っていたということですか。報告というのはおかしいかもしれないけれど、いかがですか。

○石井市町村振興課長 虚偽の報告とはどの点がどう虚偽なのか、回答いただければと思います。

○川田委員 一般質問の発言の内容と同等のことを言っておられたということです。

○石井市町村振興課長 私の発言ではありません。どういう説明をすればいいか、説明のしようがないところです。

○川田委員 担当課長を責めているのではなく、皆さん一生懸命仕事をされていますので、この問題にどうのこうのということは一切ないのですが、ただし、県民として思うのが、一部のものの約束があって予算が上がってきているのはおかしいではないですか。議員であれば、政治倫理委員会にかけられ、審査されるのですが、けれど、これは一部の約束があって出てきて、その点はもう結構です、またゆっくり調査します。では、今回貸し付けをされるということで、公募の方法はどのような形で行っていかれるのですか。

○石井市町村振興課長 今回の貸付金事業については、今回補正予算に上げています。審議をいただき、補正予算として認められた上で、貸付要綱等を策定して、各市町村に案内します。

○川田委員 要綱行政をするということ、本来は、要綱で云々というのはどうかと思うの

ですが、問題は、相手とはどういう契約になるのですか。私法上の契約しかないと思うのですが。地方財政法も関係ないので、あるとすれば、計算上、公債費や一般債権の残高には確かに関係してくるし、交付税も関係してくるのかもしれないですけど、契約自体はどのような契約になるのですか。法律もなく、法で縛られていないのだから、私法上の契約という解釈でよろしいのですか。

○石井市町村振興課長 実際には、先ほど申しました要綱で申請をいただいて、それに対して審査をして決定を出す形です。私法上か公法上かとなれば、私法上の金銭消費貸借と同じ扱いかと思います。

○川田委員 では、行政処分ではなくて、公定力云々ではなくて、私法上の契約によって相手に担保を確保するという解釈になりますが、いかがですか。当然、貸借するのだから、契約書も全部作成して、何もなしに口頭だけで15億円もお金が動くことはないと思うのですけれど、それはいかがですか。

○石井市町村振興課長 具体的なやり方としては、先ほど申した申請を上げていただいて、貸し付け決定を行い、償還表もあわせて渡す形となります。

○川田委員 ということは、貸し付けを公法上の行政処分としてするということですか。そういう法規定はありません。いかがですか。重要なところなので。相手にお金を貸すのであれば、私法上の契約でしょう。普通地方公共団体、特別地方公共団体でも結構ですが、一般の銀行からお金を借りるときには私法上の契約ではないですか。銀行が決定通知を出したからといって、それが担保になるわけではないのだから。担保というのはこちらがとる担保で、決定通知は相手に知らせることでしょう。決定通知はこちらの担保にはならないではないですか。聞いているのは、私法上の契約が行われるのかと聞いているのです。

○石井市町村振興課長 法上の扱いは私法上の貸し借りになります。

○川田委員 その辺を明確にしないと判断ができませんということはないでしょう。契約上は私法上の契約だと思います。わからないなら調べてください。

それともう一点、契約するとなれば、根拠が必要で、議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例がありますが、貸し出しするにしても、契約には何らかの根拠を要すると思うのです。これは、議会の議決事項ではないのですか。15億円も貸すのに、単体議決をしないで、予算議決で行っていくということはないと思いますが、いかがですか。

○石井市町村振興課長 そこは再度確認しますが、そういう解釈ではないと思います。今すぐ答弁する材料を持ち合わせておりません。

○川田委員 大事なところなので。今回議決に提案しているのでしょうか。議会議決かどうかと聞いて、わからないですでは、それはいいのではないですか。地方自治法第96条第1項第1号から第12号までが議会の議決事項です。制限列举された議会の権利です。奈良県の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に書かれているのが、地方自治法第96条第1項第5号と第8号の2つしか書かれていないのです。条例で定められているものはこれだけしかないのです。けれど、地方自治法第96条第1項第5号は「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。」。これがまず一つ。地方自治法第96条第1項第8号は「前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得または処分をすること。」。けれど、第6号があって、条例で定める場合を除くほか、つまり、条例で定めていないものは全部第6号に係ってくるのではないですか。「財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」という貸し付け条項が入っているのではないですか、地方自治法に。これは、議会の議決事項です。条例で制定されていないでしょう。先ほども言われた、貸し付けではないと、処分するのだと。処分をして、一般会計に入れて、それで貸し付けとしてするのだと。だったら、地方自治法第96条第1項第6号になってくるのではないですか。単体議決が必要ではないのですか。

その根拠も調べてきました。総務省の小西先生が書かれた本で調べたところ、地方自治法第96条関係の改正が、昭和38年に行われており、そのときに定められている法律の趣旨は、財産の出資等を議会の議決事項を加えたということであります。例えば、本来地方債は今まで全部単体決議だった。予算に書いているだけではだめで、単体で決議しないと行けないのです。けれど、一々できないので、昭和38年の改正によって、そのときは監査の趣旨などほかのものも定められましたけれど、その上で、法令または条例に定めるもののほかについては単体決議をなさい。逆に、定めているものに関しては予算上での決議だけでいいですと。今の趣旨からいっても、「昭和38年以降地方自治法のその部分は改正されていない。」ということは、予算決議だけではだめなのです。単体決議が必要だと思うのです。だからこの補正予算は決議できません。今回行う行為に関しては賛成で、いいことだと思うのです。お金を運用して回転していけばいいのですけれど、後

で監査請求されたら、賠償になってくるのではないですか。先ほど言っていた果実など、本来入ってくるはずのお金が、議会の議決を持たずに出資するわけでしょう。奈良県の財産上に損害をかけたという項目に値してくるのではないですか、いかがですか。

○石井市町村振興課長 出資には当たらないと思います。一般会計に入れて、その歳計現金で、一般会計予算として貸し付けを行うものですので、財産の貸し付け云々ではないと解釈しています。

○川田委員 財産は、相手に貸し付けた段階で債権が発生するではないですか。債権は財産ではないのですか。

○石井市町村振興課長 貸し付けた場合、当然債権という原理ですが、その財産の貸し付け云々の条例で求めている財産とは違うと解釈しています。

○川田委員 それは解釈がおかしいです。土地だけが財産になるのですか。財産は世の中には沢山あります。相手に対する債権も財産ではないですか。民法上で、相続を受けるときに、持っている土地だけもらって、借金は財産ではないから要らないとできるのですか、訂正してください。合法的にやろうと思えば、制度設計をしていかなければいけない。きちんと制度設計した上でやっていけばいい話だと思うのだけれども。単体決議は絶対必要な項目です。地方自治法第96条に貸し付けることと書いているのではないですか。他に解釈のしようがないのですよ。きちんとするのであれば、この補正予算は単体決議をとって、いいです、だめです、という審議になってきます。単体決議が法律にうたわれている以上、とっていかなければならないという解釈になってくるのですが、いかがですか。それでなかったら、そのまま貸し付けたらいいではないですか。

○粒谷委員長 川田委員の答弁に対して、野村総務部長、何かありませんか。

○野村総務部長 委員が今おっしゃっているのは、この貸付事業で、実際貸し付け段階において、例えば、ある団体が決まった段階で、そのことについて個別の議決が要るかどうかというお尋ねかと思います。今の段階は、まだ貸付先が決まっているわけではないので、契約議案などでも一定金額以上の大きな契約については、どこの事業者とこういう契約を結びますということで、契約の最終段階で議決をいただくことはあると思うのですけれども、最後の実行段階についての話だと思うのですが、今まで経験しているところでは、個別の貸し付け、例えば、個別の市町村に貸し付け段階で個別の議案をいただいたという事例を承知していないのですが、解釈上との考え方の整理が今手元に持ち合わせておりませんので、その点、改めて勉強したいと思っています。今の段階では、ないと理解してい

ます。

○川田委員 では、地方自治法第96条に書かれている貸し付けることの議決要件はないということですか。地方自治法第96条は、制限列举された議会の権限です。第96条第1項第6号に貸し付けがあります。貸し付けは議会の議決要件です。ただし、条例で定める場合を除くほかと書いているので、条例に定めている場合であればその権限は知事に委任をしていますけれども、委任をしていないものに関しては議会の議決が必要であると。これは単体決議のことであると。わざわざ書いてあるのだから、予算の決議と単体決議は違うのです。予算を定めることは、地方自治法第96条第1項第2号に書いています。今審議しているのはこれです。だから地方自治法第96条第1項第6号のほうはどうなったのですかと尋ねています、いかがですか。

○野村総務部長 委員が言われたところは理解しました。今は補正予算の審議をお願いして、こういう仕組みをつくってよろしいかということで、貸し付け実行段階で、この団体にこの金額移譲をしていいのかの議決が要るのか要らないのかについては、確認させていただきたいと思います。

○川田委員 この採決はするのだろう。

○粒谷委員長 採決します。

○川田委員 採決までに確認ということは、採決がもう間近に迫っていますが、採決までに確認いただけるということですか。

○粒谷委員長 きょう採決しますので、その間に答え出ますか。

○前田副知事（地域振興部長事務取扱） 今、川田委員から指摘いただいた点については、野村総務部長から答弁申しましたように、執行する段階で指摘が当たっていれば、当然議決をお願いしますし、総務省に確認することになると思いますけれども、総務省の方で当たらないとするならば、議決はなしでやるということで、それは執行段階において確認を取って、そして必要な手続を踏むということは今ここでお話できるかと思いますが、少なくとも予算の上では必要ないかなというふうには私は思っています。

○川田委員 議会に提案されているわけですが、私は地方議員出身なので、細かくいつも審議しなければいけないのですが、市民からお叱りを受けたりするのです。提案されているのだから、説明責任、アカウントビリティーがあるのではないですか。それはわからない、けど議決だけお願いしたいというのはおかしいのではないですか。予算は議決してください、予算議決してしまったらそれで終わりではないですか。逆に、議決をしたではない

ですかということになりますよ。

○前田副知事（地域振興部長事務取扱） 予算を執行する段階で指摘が当たっていればそのとおりにやりますので、その答弁をもってこの予算の審議においては十分ではないかと判断をしております。

○川田委員 前田副知事をご存じないのかもしれませんが、評決を行う場合には条件つきの採決はないのです。賛成か反対かだけです。調べていただければわかります。

○粒谷委員長 しばらく休憩します。

14：36分 休憩

15：04分 再開

○粒谷委員長 それでは、休憩を解きまして、川田委員より質問します。

○川田委員 補助的要素が非常に強い貸付金であるということで、今、説明も受けた中で、一般会計の歳計現金に入れてしまえば財産ではないから議決は必要ないということですが、相手に対する果実は、最高裁の判例でも出ており、その辺は、今判断していただくというの無理ですけれども、今後の検討課題としていただきたいと思います。

そして、先ほど要綱を定められるとおっしゃっていました。先ほど申し上げればよかったのですが、補助金であれば、例えば知事が決めたことに対して反していることをすれば補助を打ち切ったりや不当利得など、返還を請求するなどの縛りがあります。補助的要素があるということで、貸し付けることになっても、相手の財務内容も当然必要になってくるでしょうし、例えば、相手が不法行為をやっているなど、違法行為であれば、貸し付けはしない。例えば、中断するなどの条件は必要になってくると思うのです。県民の大切なお金ですから。そのあたりは要綱で明確に厳格なものを定めるのかどうか、最後にお伺いしたいと思います。

○石井市町村振興課長 予算を認めていただいた暁には、今委員がお述べのように、貸し付け要綱の策定をします。貸し付け要綱にはいろいろな諸条件も当然入れます。貸し付けに際しては審査を十分にしておかした点や、委員がお述べのような仮に違法な点があれば、貸し付けの実行は困難でしょうし、仮に貸し付けた後においてそのような状態が出てきた場合、また繰り上げ償還等々をさせる規定も設ける予定をしています。以上です。

○山本委員 私は、代表質問で梶川議員が質問された東アジア関連とユーラシアの研究所について、質問をしたいと思います。まず、梶川議員が代表質問された東アジアについて、

少し掘り下げて聞きたいのですが、合計6冊の成果報告書ですが、成果報告書に対する予算は6,000万円と聞いていますが、3年間かけられたということですが、どの年度で幾らの予算でどの項目でされて、あの成果報告書ができたのか。それから、NARASIAは1巻から8巻までですが、その1巻につき約1,000万円の予算を組まれているという。合計8,000万円に関しても、何年度の予算でどういう形の項目で予算を組まれたのかを聞かせください。

**○青山知事公室次長（政策推進課長事務取扱）** 日本と東アジアの未来を考える委員会の成果報告関係で、未来委員会関係の予算ですが、総額の予算を申しますと、平成24年度から平成26年度までプロジェクトをしており、平成24年度予算が6,960万円、平成25年度が5,460万円、平成26年度が6,060万円余りが、3カ年の予算です。

それから、NARASIAQですが、平成23年度から平成25年度の予算になっており、平成23年度が2,000万円、平成24年度が3,000万円、平成25年度が3,950万円です。以上です。

**○山本委員** 成果として、両方の冊子ができて我々の手元に届いているのですが、日本と東アジアの未来を考える委員会の6冊、私のところへも段ボールで送られてきました。初めは本当に押しつけの本が来て、莫大な請求の電話がかかってくるのかと思ってびっくりしたのですが、手紙もついていて、理解はしたのですが、実は全く読んでいません。最初に圧倒されて、私自身も目を通すことができていないので、成果については、格調高い知事の話をもっと真に受けるしかないかという思いがあって、それに対する評価をしようという思いは持っていないのですが、成果報告書を作成された日本と東アジアの未来を考える委員会はどういうメンバーか教えてください。

**○青山知事公室次長（政策推進課長事務取扱）** いろいろな分野の方がおられます。例えば、大学の教授、民間会社の方、国家公務員、地方公務員もおられます。全体で200名を超える委員からいろいろなご意見をいただきました。以上です。

**○山本委員** 200名であの成果報告書をつくられたということですか。200名の中に奈良県の先生方や関係者は何人おられるのですか。

**○青山知事公室次長（政策推進課長事務取扱）** 成果報告書の作成については、委員会を開催したときに、11の分野がありますが、それぞれの分野の委員から専門の意見をいただきました。いただいた意見を県で校正して、成果報告書ができています。

200名の中で奈良県の委員がどれだけいたかですが、申しわけありませんが、今すぐ

にはわかりません。

○山本委員 まずは200名の委員の名簿を提出をしていただきたいことと、奈良県関係が何人いるかも明確になるように提出をしていただきたい。

あの成果報告書をつくるのに、200名全員が集まっては無理で、分科会でしているということですが、県が校正するという話がありましたけれども、当然業者を間に挟まないといけないのではないですか。

○粒谷委員長 青山知事公室次長、後日で結構ですけれども、委員の名簿を出していただけますか。奈良県関係者が何人かということも明記していただけますか。

○青山知事公室次長（政策推進課長事務取扱） 校正については、一旦議論の内容を県でテープ起こしをして、それを短く、わかりやすく校正を加えています。最終的には、史実や事実関係などがありますので、最終製本するに当たっては、民間に確認も含めて校正をしていただいています。

○山本委員 成果報告書をつくるには、印刷代がいくらと出ていたと思うのですが、1,000万円か、1,500万円か、編集をするのに4,000万円か5,000万円かわかりませんが、印刷は、校正して印刷業者へいえばいいのですけれども、校正やまとめなどはやはりコンサルタントが要るのではないのですか。

○青山知事公室次長（政策推進課長事務取扱） 先ほど言い漏らしましたが、当然ながら、発言をいただいた各委員には、発言内容の確認はしております。最終的に成果報告書を作成する前に校正をするために民間に委託をしています。

○山本委員 その民間の委託先を教えてください。この予算は認めているからどうこう言うつもりはないのです。だから、その内訳で、印刷代はどこへ支払ったか、印刷製本はどこへしたのか、コンサルタントに幾ら支払ったのか。例えば、万葉文化館でも絵に100億円かけたわけですが、先生に対して1枚の絵にいくら払ったということと一緒に、学者が入っているのならその学者に幾ら払ったのか。6,000万円の予算の細部にわたっての使い道、これは決算委員会になるかわかりませんが、今の時点で、次のユーラシア研究所にもつながっていきますので、今わからなければ後日でもいいので、きちんと提出をしていただきたい。

○粒谷委員長 青山知事公室次長、執行したのですから、当然どこに委託したかはわかると思います。今わからなければ後日で結構ですけれども、報告いただけますか。

○青山知事公室次長（政策推進課長事務取扱） 印刷校正費、5,000部と1,000

部印刷をしていますが、5,000部の決算額は今手元にありますが、詳細については、持っていませんので、後日報告します。

○粒谷委員長 後日報告してください。

○山本委員 その200人のメンバーの中に、中曾根さんは入っていませんね。

○青山知事公室次長（政策推進課長事務取扱） 最高顧問という形で。

○山本委員 もしかしたらと思ったのですが。私もいろいろな顧問をしています。顧問先の批判はしませんし、本当に絶賛をします。それだけ言っておきます。

その続きで、この東アジアはよろしいですが、ユーラシア研究所の補正予算に3,600万円が出ているのですけれども、資料として、3,600万円の内訳の明細をいただきました。そこには調査研究などで500万円、情報発信で2,800万円、物件費で300万円ということで、事務所を運営しながらこの研究所を立ち上げようということです。

情報発信の2,800万円には、情報誌の発行が1,200万円、フォーラムの開催が2回で1,600万円、これは日本と東アジアの未来を考える委員会の3年間の研究成果を広く情報発信していく目的のために、2,800万円を1,200万円と1,600万円に分けていると。それで情報誌の発行は、今と同じように、印刷代や情報収集でコンサルタントに発注をするのか、これはまだ立ち上げていないからこれから精査していくと思いますが、まだ立ち上げていないざっくりした予算要望であっても、フォーラムの開催2回で1,600万円。これはどのような根拠で1回800万円のフォーラムをしようと思っているのですか。

○福井教育振興課長 今回考えていますフォーラムの開催ですが、フォーラムの内容、開催時期、規模、開催場所等については、まだ全く未定です。そういうことから、従前の日本と東アジアの未来を考える委員会で行った過去のフォーラムの開催経費等を参考に積算したものです。ちなみに、会場の借り上げ、運営委託、司会者等で約200万円、フォーラムの企画、参加者の募集、当日の資料等で350万円と見積もっています。さらに、参加者に海外の方が入った場合の同時通訳の経費や招聘の旅費等も含めて約800万円で仮要求しています。

なお、実際の執行に当たっては、開催の内容、規模、会場選定等を慎重に行いながら、入札も導入することで適切な執行を考えています。以上です。

○山本委員 そういうことであれば、参考にした日本と東アジアの未来を考える委員会フォーラムは、どういう形で今までされたのですか。何回開催、どこで、どのような規模で

開催したのかを教えてください。

○福井教育振興課長 参考にしたのは、数は多くありませんが、平成24年度の総会で日本と東アジアの未来を考える委員会が行ったフォーラムを参考にしました。

○山本委員 では、詳細についての概要を教えてください。

○福井教育振興課長 平成24年度のフォーラムについては、会場は東京の朝日ホールです。募集人員は180名。参加者は150名の規模です。パネリスト等は6名の参加であったと聞いています。以上です。

○山本委員 6名のパネリストと150名の参加者の募集、それで幾らですか。

○福井教育振興課長 約600万円の経費を支出しました。

○山本委員 それなら600万円でもいいのではないか。

○福井教育振興課長 そういう金額の中で、今後どういう方がパネリスト等で来られるかわからないということもありましたので、海外の方の場合も想定して約150万円余を加算しています。以上です。

○山本委員 もしかして懇親会などは入っていますか。

○福井教育振興課長 積算上は入っていません。

○山本委員 日本と東アジアの未来を考える委員会でフォーラムをした。そして、今度ユーラシア研究所を奈良県立大学の中期目標に基づき行っていくと。そこで聞きたいのですが、あの成果報告書ができて、そしてユーラシア研究所をつくる意義。日本と東アジアの未来を考える委員会、今度は、代表質問の答弁にもあったように、奈良県とユーラシアの関係を。とやかく言うつもりはないですけれども、日本と東アジアの未来を考える委員会、題名からいっても、奈良県とは違うわけです。今後は奈良とユーラシア、知事の答弁では、ヨーロッパ大陸、シルクロードにかけて、奈良からの発信を十分研究していく。けれど、その流れは、さきほども言ったように、このフォーラムは日本と東アジアの未来を考える委員会の3年間の研究成果を広く広めていく、成果報告書をつくった成果を、1,000冊だけでは足りないから広めていくのだという趣旨だと思うのですが、どうしても解せないのです、このつながりが。なぜ東アジアからユーラシアへいくのか。地理的にわからないのですが、ユーラシアとはどこからどこまでですか。

○福井教育振興課長 ユーラシアという名称をつけたことについては、地理的なものもありますが、まず研究を開始することについて、奈良県立大学に奈良県が中期目標を提案するところから説明しなければと思います。中期目標を作成するに当たっては、奈良県と奈

良県立大学の関係者で定期的に委員会を設けました。その中で、今後どういう大学運営をしていけばいいかというところで、今回大学の理事長を務めておられます北岡先生や知事も参加する中で、今までの日本と東アジアの未来を考える委員会の研究が終わるのは惜しいということもありましたし、仏教とイスラム教がまじったような研究があってもいいのではないかということもあり、そういうものを包括するという意味でユーラシアと命名したところでした。以上です。

○山本委員 ユーラシア大陸はどこからどこまで。国はどこからどこまでなのですか。

○福井教育振興課長 ユーラシア大陸のユーラシアと認識しています。

○山本委員 南はどこから東はどこまで、ロシアからどこまで、ユーラシアは大陸なのでイスラムも入るのか、スペインまでいくのか、ロシアもそうですが、教えてください。

○福井教育振興課長 端はスペイン、ポルトガルから日本までのエリアを指していると考えています。以上です。

○山本委員 一番の大陸だと思うのですが、シルクロードという部分、パルミラから、イラン、イラクからだけでも、ユーラシアを研究することが、奈良とスペインまでの研究に意義があるのですか。それを福井教育振興課長に聞いても仕方がないのですけれども。そのようなことで、フォーラムに関しても、予算ですが、補助金になっているのです。補助金は大体どこでも、奈良県も困窮しているし、補助金をくださいと言ってもどこもくれない。負担金も補助金も、県はくれないです。大体自己で賄えということです。独立行政法人に奈良県が大きく関与をしています。もちろん奈良県立医科大学は法人になっても予算をつけていますけれども、それでも独立でやっている時代に、名前が補助金というものは、私はいろいろな団体のかかわりを持っていますが、皆無に近いです。それを法人になったから運営負担金と中期目標の2つの予算でしかできないということは聞きました。けれど、補助金としてやれば、どんなところへでも、何にでも使えるわけです。だから、3,600万円補助してしまったら、こういう項目になっていますけれども、内訳などどこへ使ってもいいはずですよ。

このような時代に、奈良県の人口の減少問題や少子化対策、女性の進出に対する予算や県民所得の向上など、いろいろな重要な施策に補助金が欲しい団体は沢山あるはずですよ。けれど、そういうことではなく、日本と東アジアの未来を考える委員会の流れをくんで3,600万円をつぎ込む価値がある、崇高な考えがあるとは、一般質問、代表質問でも聞きましたが、どうも私には解せない。これが本当に県民に対して理由が見つかるかどうか。そ

これは今の私見、私の思いなので、どなたに返してほしいということではないですけれども、どうしてもこの予算の組み立てには納得がいかない。まして、補助金や負担金など、施策の中で子供の命を守る代表質問が、この6月定例県議会でもありましたけれども、重要な施策の高校の耐震化の事業においても奈良県は75%しか執行がされていない。県民の命を守る事業を優先させるのが、本来の地方公共団体の使命であると思っています。

そういう中で、公立大学法人奈良県立大学に3,600万円の補助金をつけるというのは到底解せない。それに対する意見は、後ほど総括的に採決のときに申し上げますが、今聞いたフォーラムの開催のやり方、内容などには福井教育振興課長に言っても仕方がないですけれども、到底納得はできないものであると申し上げて終わります。

○粒谷委員長　また後で意見をいただきます。ありませんか。

○山本委員　来年のことを言ったら、前田副知事は答えられないかわかりませんが、ユーラシアの研究所を3,600万円で立ち上げて、今後もずっとこういう形で予算化していこうと、まだ金額はわかりませんが、同じように予算が、補助金がついていくのでしょうか。

○前田副知事（地域振興部長事務取扱）　来年以降のことは現段階ではわかりませんが、本会議で知事が答弁された中身を見れば、当然1年で終わる研究であろうとは思っていません。

○山本委員　結構です。

○川田委員　関連になるかもしれないのですが、文化的ということに関しては、本会議の質問でも幾つかあったのですが、東アジアの研究を書評する能力等も今ないのですけれども、地方財政の観点からお聞きしたいのですが、今、前田副知事の答弁もありましたけれども、多分1年で終わることはないだろうと。公立大学法人奈良県立大学では今、中期目標を持って掲げておられるということです。例えば、1回補助してしまうと、この研究の内容がわかりませんので、いいとか悪いとか判断できないのですけれども、1回決めてしまうと、中期目標を持っておられて、その計画を多分立てていると思うのです。ということは、本来そういった計画が出てきた上での採決をお願いするという形が本来ではないのですか。行政上、単年度の予算でしていますから、債務負担行為など、いろいろ決まりもあります。将来を拘束する予算であれば、そういう手続をとったほうが、昨年度、再来年度の予算も拘束してしまうわけですから、そういった観点がまだ残ってくるわけですが、計画等も何も見ていないので、全くわからないのですけれども、もしわかっているところがあれば

教えていただけますか。

○福井教育振興課長 法人化に伴います中期目標、また中期計画ですが、法人が平成27年4月1日に設立したこともあり、実際のところは、中期目標については、平成26年12月定例県議会で議決いただき、法人設立と同時に公立大学法人奈良県立大学に提案しています。それを受けて、先ほど説明したように、冊子「平成27年度事業計画書」が出てきたということです。次回の、6年後以降の中期目標、中期計画については、当然法人ができていますので、それよりも前につくり、目標も、計画も議論することになると思います。以上です。

○川田委員 中期目標は、まだ策定されていないということですか。今現在、平成27年度の計画はできたけれども、平成27年度で中期計画を立てていくということですか。解釈的には、どういうことですか。

○福井教育振興課長 中期目標は平成27年4月に公立大学法人奈良県立大学に渡しています。内容については、平成26年12月定例県議会で議決をいただいています。

○川田委員 中期目標には、今回の研究等々が書かれているのですか。

○福井教育振興課長 中期目標の研究に、奈良県立大学のユーラシア研究の文言を記載しています。

○川田委員 ということは、中期計画で研究が続いていくということですね。前田副知事が、来年度も多分続くことになるだろうと言われたので、中期目標の計画の中でまだ決まっていないのかと思ったのですが、それはもう決定されているということですね。

○福井教育振興課長 目標を県が奈良県立大学に提案し、奈良県立大学からは、目標を受けて計画として平成27年度以降の計画をいただいています。

○川田委員 わかりました。ということは、この計画が数年かかるかわからないのですけれど、計画を継続してやっていかれるという解釈でよろしいのですね。ということは、単年度の予算で出てきているのですが、決して、研究に反対するわけでもないし、文化研究というのは大切だと思うのですけれど、そういうことも含めて、将来の予算を拘束してしまうという結果につながりかねないのではないかという懸念があるので、それであれば、何年間の計画で出して、それをセットで議決したほうがいいのではないかと思うのですけれど。そこで審議の内容も変わってくるでしょうし。毎年毎年出てきて、毎年こういう議論になるのですか、そのあたりいかがですか。

○福井教育振興課長 目標は6年間のスパンです。それを受けて奈良県立大学が中期計画

を策定し、年度ごとの事業計画を策定するという事です。それを受けて、毎年度毎年度、必要な経費を算定しながら、交付金で支給をするもの、また、県からの中期目標に従う形で実施していただけるものについては、補助金で執行していく形です。その補助金、交付金については、毎年度、予算の編成過程でいろいろ議論すると思います。以上です。

**○川田委員** 交付金は予算編成過程の中ではわかっているのですけれど、今、調査していますけれど、奈良県単独の補助金は、今2,000件を超えているらしいです。まだ途中経過ですが、県単独で2,000件以上の補助金があるということです。補助金とするのであれば、奈良県補助金等交付規則ぐらいしかないわけです。補助金に対して、何か厳格な取り組みというのはどのようになっているのですか。今、他の団体なども調べているのですけれど、補助金に対しての決まりというのは、オープンで、物すごく厳格にされてまして、見える化を進めています。県民の大切なお金を使っていくのに、予算のどこかに上げて、2,000件以上も県単独の補助金があるということで、私もびっくりした。市町村でも10何件単位でありますので、県は100件ぐらいかと思っていたのですが、2,000件を超えているとは。中身を見ていないので、何とも評価のしようがないのですが、今回も補助金という形で公立大学法人に出していくという、その辺の基準はどのようになっているのか。私、依頼調査を申し込み、今、調査をしていただいている。その資料も総務警察委員会に出して、所管にかかわらないものもありますが、補助金の考え方の議論を奈良県もやっていかなければいけないのではないかと思うのです。野村総務部長、その点いかがですか。

**○野村総務部長** 補助金が2,000件という件数は、それだけ県が幅広い行政分野でいろいろなところで影響があって活動があるということだとも思っています。考え方とおっしゃいましたが、それについては、毎年度、全部予算で出していますし、例えば、どういう相手先で、どういうものかという資料も全部出しますので、他県でもこのような補助金があるという議論もいろいろしながら、そういう積み重ねの中で、現行が来ているものと思っています。そういう中で、議会でチェックしていただいて、認めていただけるものについて予算化して執行していくということだと認識しています。

**○川田委員** 補助金制度についても、その効果、長年出しているのではないかと、恒常的な資金になっているのではないかなど、監査でもいろいろやっているのだから、監査基準も、現在、考え方として固まってきています。けれど、全部議会で審議したらいいのではないですかと言われても、それなら、資料も全部出していただかないと、やれと言え、できま

すから、出していただいたら結構ですけれど。だから、そういった考え方というのもオープンにやっていかないといけないと思いますし、制度上、指針をつくっていく必要があるのではないかと。監査指摘でも、各公共団体の監査、今、ほとんど出してきてますから、それに取り組んでいただきたい。行政は行政としてやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

**○野村総務部長** 今、委員から指摘がありましたように、監査の話が出ましたけれども、監査委員事務局でも監査委員に、それぞれの所管で審議いただきながら、指摘もいただいて、指摘に対する回答、改正するものは改正するという事で修正されてきていますので、今後とも議会で予算を認めていただける部分もありますし、今後ともそういう意味でのPDCAというか、後でチェックを働かせて、改善していくということは必要だと思っています。今後とも監査、その他でチェックしていくということになると思っています。それらは全部、公に出ているというものです。以上です。

**○粒谷委員長** ほかに質疑はございませんか。なければ、理事者に対する付託議案の質疑を終わります。

続いて、付託議案についての委員の意見を求めます。

**○山本委員** この付託を受けた補正予算に対する創生奈良会派の考え方を申し上げます。基本的にはおおむね賛成はしたいのですが、今、質問をしましたように、この補正予算を拝見しますと、奈良県とユーラシアのつながりに関する研究活動及び研究成果の情報発信などの取り組みに対して補助する項目として、論文の募集、情報誌の発行、フォーラムの開催で3,600万円が掲載されていますけれども、補助金の優先順位として、奈良県においては財源が潤沢にない中、必ずしも本県にこの事業を行わなければならない理由は見当たらないと考えています。現在の奈良県では余裕の財源はなく、一部の例を挙げて先ほど申しましたように、子供たちの生命を守る重要な施策、すなわち学校の耐震対策事業ですら75%しか進捗していないということが明らかになっています。研究することに反対するつもりは毛頭ないのですが、今の状況の中で、真っ先に子供たちや県民の命を守る事業を優先させるのが地方公共団体の使命であると。一部の研究に、これほどの多大な補助金を支出することは、到底県民の理解を得られないという観点から、第12款教育費、第8項大学費、公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金3,600万円に限り、予算を認めないということで、その理由で、反対したいと思います。

**○川田委員** 維新の党にしても、今、山本委員と同じような理由です。理由内容は少し違

うかもしれませんけれども、先日、本会議において高校の耐震化が75%しか進んでいないと。それで、平成27年度から平成29年度にかけて計画を立ててやっていくと。耐震化は、我々も市町村にいてましたので、口やかましく言って、やっと100%近く、平成27年度、全部終わるのですが、子供たちの安心・安全、生命を守る事業を率先して、その間、補助金等のカットもしました。そういったものも含め、優先順位を立てた中で達成したけれども、全国的には、高校の耐震化が90何%が平均として進んでいる中で、75%とは驚いた数字なのです。いろいろな補助金があると思うのですが、まず、将来の子供たちへの命にかかわる問題は優先してほしい。

これを一つ削ったから、全て達成できるのかということではないのはわかっているのですけれども、そのような気持ちの中で、維新の党としても身を切る改革、いわゆる自分たちの報酬も下げよう。そこまでやってでも、優先順位の高いものを優先してやっていかなければいけないという心を持ってみんなが臨んでいる次第です。だから、同じように、この研究費の3,600万円は反対と。先ほどの「奈良モデル」推進貸付事業もきちんと要綱に定めるということで、回答もいただきましたので、それについては賛成をしていくと申し上げたいと思います。

**○田尻委員** それでは、民主党として意見を述べたいと思います。

数々の議論もありますが、全てが各党、各会派、そして各議員が思うとおりに予算がついて、予算が執行されることは難しいのが今日の議会政治かと思っています。その中で、民主党としての立場として、基本的には付託を受け議案については賛成をしますが、数々の議論は事実です。

しかし、その中で、奈良県はご承知のとおり、雇用がない、働くところがない。奈良県の魅力は何だろうと。今は観光に力点を置いています、観光だけでは、ずっと生き続けられる県ではないと思っています。そういう意味では、歴史、教育、文化、医療の特別な奈良県にしないといけないと思っています。東アジアやユーラシアの件についても数々の議論があるのですが、まだ私個人としても十分に理解をしたり、それを絶賛するほどの能力も学力もありませんが、何か期待するところは少しあるかとは思いますが、使い方、あるいはフォーラム等も含めて、もう一度考えていかななくてはならないなと強く思っているところです。

命を守ること、生活を守ること、本来の政治の原点に戻って、先ほどから意見も出ていましたが、耐震化の問題や熱中症で搬送されている県民や学生の皆さんがいるという事実

も承知をいただいていた。私が代表質問で触れましたように、残念な話ですが、きのう、新幹線で火災の事件がありました。あるはずがないと言われたことが実際にあり、大変驚きました。新幹線にどうしてポリ容器を持って入れたのか非常に不思議に思っています。警察本部長に対して本会議で申したことは、現場で働く方が大変不安に思っておられることですので、どうぞ県民の命を守るためにもご尽力をいただきたいと思います。数々の議論があつての県議会だと思っています。真摯に受けとめていただいて、より有効的に、より実効的に予算の執行をされることを強く望んで、私の意見を述べます。以上です。

○亀田委員 自由民主党としては、提出された全議案に賛成したいと思います。以上です。

○西川委員 自民党奈良についても、議案どおり賛成をしたいと思います。知事の答弁の中でファシリティーマネジメントという言葉は何回も聞いたのですけれども、私自身、マネジメントの経験を持っていて、これを行政にどう生かしていくのかということからいきますと、言語だけがひとり歩きをしている。行政と会社経営のファシリティーマネジメントとは違うという感覚を持っていますが、この点に奈良県政、期待をしますし、どのような形でそれを実現するのも見定めていきたいと思ひますし、今後とも勉強していきたいと思ひます。どうぞ頑張ってくださいと思ひます。

○松本委員 自民党絆においても、提出された議案については全て賛成します。

○山村副委員長 日本共産党の意見を述べたいと思ひます。

一般会計補正予算のうち、先ほどから問題になっています公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金については、昨日の一般質問でも我が党から述べていますけれども、この研究に県民の暮らしにとってどんな意義があるのかという点については理解ができない状況でした。知事の言われています学識の高い方や知事の友達など、そういう方にはよくわかるのかもしれませんが、多くの県民からは、無駄遣いをやめて必要なところに予算を回してほしいという声を聞いています。

学問の研究というのは非常に大切なことですから、予算を削るものではないと基本的には思っています。ただ、学問というのは自主的なものであると思ひます。奈良県立大学の教授のどなたかが、ぜひともこういう研究をしたいと希望されたのかどうか。県が発案して、今回の上から進めていくやり方では、研究が発展しないと思ひます。そういう点から、この問題については反対をしたいと思ひます。

高邁な研究も必要なのですけれども、現在、子供たちの教育環境を見ましたら、公立小・中学校の図書予算が非常に少なくなっており、図書館の学校図書標準達成に達してい

るのは奈良県下では小学校も中学校も約3割しかないということで、学問、学びの支援という点で考えないといけないと思います。そういう意見も述べて、反対したいと思います。

それから、もう1点、議案第59号奈良県税条例等の一部を改正する条例について、反対をします。10%への消費税の税率引き上げが景気動向に関係なく、2017年4月に実施することが盛り込まれています。これにあわせて、法人事業税の所得割の税率が引き下げられる外形標準課税が拡大され、賃上げをすると、一定の減税の特例がありますけれども、非常に限定的なものであり、法人税減税につながり、また、赤字企業へは負担増となるということで、これについては反対したいと思います。

**○粒谷委員長** それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。議第55号、当委員会所管分について、起立にて採決します。議第55号、当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第55号、当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第59号について、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。議第59号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。着席願います。

起立多数であります。よって、議第59号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま議決した議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

議第57号、議第60号、議第61号及び報第18号については、原案どおり可決または承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、議第57号、議第60号、議第61号及び報第18号は、原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第1号中、当委員会所管分、報第3号、報第4号、報第16号及び報第19号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととございますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、知事公室次長から関西広域連合への部分参加について、総務部長から職員の超過勤務についての報告を申したいとの申し出がありましたので、順にご報告願います。

**○青山知事公室次長（政策推進課長事務取扱）** お手元に配付しています資料2「関西広域連合への部分参加について」をお願いします。関西広域連合への部分参加について説明します。

関西広域連合の概略について申しますと、関西広域連合は平成22年12月に設立され、現在は7府県4政令市により構成されています。広域防災など7分野の事務を行い、予算の総額は約19億円となっています。奈良県は関西広域連合への設立当初からの参加を見合わせてきましたが、関西広域連合が近畿地方整備局などの国の出先機関の受け皿となることに対する懸念が最大の理由でした。つまり、予算の配分を国ではなく、地方公共団体である関西広域連合が行うことになれば、本県にとって非常に不利になるのではないかと懸念がありました。その後、全国市長会や全国町村会の反対もあり、関西広域連合に国出先機関を移管する法律案は国会には上程されず、事実上、国出先機関の丸ごと移管は困難となっています。結果的に関西広域連合の事業は連携・協働が中心となり、現状では、本県が関西広域連合の参加を見合わせた最大の懸念がほぼなくなりました。以上が平成27年3月に関西広域連合への部分参加を知事が判断した経緯です。

参加分野については、広域防災と広域観光・文化振興の2分野の参加となります。この2分野については、従来より関西広域連合と連携・協働を進めてきたことに加え、災害時の広域応援体制強化や誘客増加などの効果が本県にとっても大きいと判断し、部分参加することとしました。

なお、広域観光・文化振興の分野については、現在、スポーツ振興をこの分野に追加する手続を広域連合が行っており、この項目も含めて参加する予定です。

その他の分野については、現状では大きな効果が認められないこと、また、本県の独自の取り組みや他府県との個別の連携で対応できていることから、参加しないこととしてい

ます。

今後の流れについては、今定例県議会後に関西広域連合へ広域防災、広域観光及び文化振興の2分野に奈良県が部分参加する旨の広域連合規約の改正依頼を行います。次に、広域連合委員会において規約改正案を策定、確認されることとなります。その後、奈良県議会及び連合構成府県、政令市の各議会においてこの改正案を議決いただくこととなります。その上で関西広域連合長から総務大臣に規約改正の許可申請を行い、その許可後、奈良県が部分参加するという流れとなります。この手続を経て、順調にいけば、年内に関西広域連合へ部分参加することとなります。

また、関西広域連合へ部分参加することに伴う負担金については、年間2,500万円程度になると見込んでいます。この負担金については、規約改正とあわせて、9月定例県議会に提案をしたいと考えています。

関西広域連合への部分参加についての説明は以上です。よろしく申し上げます。

**○野村総務部長** 私からは、職員の超過勤務について報告します。

お手元の資料3「職員の超過勤務について」をお願いします。これまで総務警察委員会などで質問のあった職員の超過勤務の実態を調査し、検証したものです。

調査内容ですが、総務部の本庁所属の平成26年11月と12月の2カ月間の時間外勤務命令時間と出退勤システムにおける退勤時間との乖離時間を調べたものです。

時間外勤務命令時間とは、時間外勤務手当を支給している時間のことです。総務部本庁所属の11月の時間外勤務命令の総時間数は3,983時間、1人当たり平均25時間でした。12月は時間外勤務命令の総時間数は4,676時間、1人当たりの平均は30時間でした。対象者数は記載のとおりです。

調査結果の2つ目です。出退勤システムによる退庁時間、在庁時間、県庁にいる時間です。在庁時間と時間外勤務命令時間として時間外勤務手当の時間との乖離を調べています。11月の職員1人1日当たりの在庁時間と時間外勤務手当支給時間との差は27分、そこから聞き取りをして、食事や買い物等で席を外して勤務に当たっていない時間の休憩時間を除外した差が約16分でした。同じように、12月については職員1人1日当たりの在庁時間と時間外勤務手当支給時間の差は32分、食事等の休憩時間を除外したものが18分でした。

検証結果として、休憩や食事時間を除外したあとの在庁時間と時間外勤務手当を支給している時間との差は2カ月間の平均で職員1人1日当たり約17分になりました。この乖

離時間については、出退勤システムの記録を勤務が終了した時点で速やかにカードを通せばいいのですが、実際には、依然として庁舎を出るときに、その直前に記録している職員が多いことが大きな原因ではないかと考えています。したがって、出退勤システムによる退庁時間と時間外勤務命令時間の乖離時間をゼロにするのはなかなか難しいと思っており、約17分の乖離はあり得るのではないかと考えています。

簡単ですが、私からの説明は以上です。よろしくお願いします。

○粒谷委員長 ただいまの報告、または、その他の事項も含めて、質疑あればご発言願います。

○田尻委員 それでは、関西広域連合について質問したいと思います。

私の持論としては、早い段階から関西広域連合に参加をするべきだと常に申ししてきました。今、知事が部分参加を表明されたことは、驚くほどの政策目標になるかと感じているのですが、部分参加ということになっていますが、部分参加から全て参加ということにこの先なる可能性はあるのか。あるいは、答弁が知事以外はしにくいのかもわかりませんが、その可能性を含めて、どのように考えておられるのか。ここをぜひとも聞きたいと思っています。

それから、もう1点、関西広域連合議会があります。その中で奈良県は3名程度の議員の要請があるかと思いますが、議員は、部分参加になると、その部分の委員会や議会だけに参加するのか。全体の本会議的なものには立場としてどのようになるのか、全く見えないうのが私の考えです。以前、副議長のときに、近畿議長会、副議長会で近畿の議員と話し合いをしたことがあります。当時、橋下大阪府知事もお見えになって、いろいろな議論をしましたが、ぜひとも奈良県も入ってほしいと盛んに言っておられましたが、今、入ることが悪いと言っているのではなくて、この先、総合的なことを考えて、部分だけというのはいかなものかと思っていますので、この2点について答弁できる立場の方、前田副知事か野村総務部長になるかと思いますが、いかがでしょうか。

○青山知事公室次長（政策推進課長事務取扱） 1点目の今後の見込みです。先ほども申しましたが、今回、参加をする2分野は従来から連携・協働を進めてきているところです。その他の分野については、現状では、先ほども説明したとおりですが、関西広域連合との連携・協働に大きな効果が見込めないことから参加しないと。本県独自の取り組みや他府県との個別の連携で十分対応できているという考え方でいます。

2点目ですが、議会の、例えば議決が他の5つの分野まで及ぶかどうかという趣旨の質

問だったと思うのですが、議会の扱いについては、現時点では承知をしていませんので、調べて回答をしたいと考えています。以上です。

**○田尻委員** 今、答弁をいただきましたが、効果が認められないから、認められる2分野だけに入りますと、このように理解をしたのですが、以前、知事は本会議やいろいろなところで、全て効果が認められないとずっと言っておられました。だから、入らないと言っておられたが、議事録を調べていただいたらいいと思うのです。ということは、この先、今度は効果が認められます、今度は残りの分野も入れてもらいますというのではかなり厳しい選択かと思います。効果を認めない、認めるというのは、他府県の皆さんは、効果のない関西広域連合に入っているのかという議論を反対に呼ぶことにもなります。これは私としては、意見として、いかがなものかと。これはまた本会議で知事に聞きたいと思えます。それから、議会については、全てのところを網羅しなくてはだめだというのが議会からの話だろうと思っていますので、私の考えも含めて、そういう持論があることを申しておきたいと思えます。

**○川田委員** 人事の話が出ましたので、前々からほかの委員会でも言っているのですが、臨時職員は、今、奈良県でどれくらいいるのですか。国からのいろいろな指導も前からあるのですけれど。各地方公共団体においても直してきているところもあれば、まだ何もしていないというところもある。例えば、保育所の保育士でも、全く同じ仕事をしているのに給料が全然違うとか。逆に言えば、10何年も働いているのに、新しく入ってきた方のほうが給料が高いなど、いろいろな問題があって、奈良県に定着して、家族がふえていたりなどのことを考えた場合、行政が率先して、臨時職員、地方公務員法第22条の関係だと思えますが、徹底して直していかなければいけない。1年以上の緊急的な業務がふえたり、例えば出産のために休まれたために、緊急的にその代替が必要であるなどのときのために用意されているのが地方公務員法第22条の規定であります。それがされていないのが、多くの地方公共団体だと思うのです。その点について、今すぐ聞いても、答え、例えば人数が出てくるわけでもないと思えますので、今後そういう数値も出していただいて、1年か2年ほど前に国の調査もやっています。その調査に基づいて、他都道府県との比較をした上で提出をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○拵井人事課長** 地方公務員法第22条の臨時的任用の職員の数ということでした。奈良県では32人です。ほかの正規職員以外の職員の数をご報告して、他都道府県とも比較してということでしたので、今わかりませんので、また報告させていただきたいと思えます。

○粒谷委員長 いいですか、また報告いただきますけれども。

○川田委員 報告ください。地方公務員法第22条だけではなくて、ほかの関係もあります。地方自治法第204条第1項、常勤の職員です。常勤職員と常勤職員以外など、今、どのようになっているのか。職員手当関係も、常勤の第204条第2項だったか、手当が支払うことができるという規定もあって、その中で運用されているのだけれど、常勤の職員に値するのに支払われていないとか、そこが問題だと思うのです。そのあたりもまとめていただいて提出をお願いします。

○粒谷委員長 後日、書類の提出をお願いします。

ほかにございませんか。

○山村副委員長 それでは、何点かお聞きしたいと思います。まず、県警察の不祥事案について聞きたいと思います。一般質問でも聞きましたが、当委員会は、総務警察委員会でするので、県警本部長の見解をお聞きしたいと思います。

警察官の犯罪事件が明らかとなり、何度も繰り返されているということで、県民からは、またかという声もありますし、いつまで続くのかということでの不信も寄せられています。県警察はこの問題が起こるたびに、個人の資質が問題だということで、教養というか、教育を強化をされ、監視を強めることの対応を凶ると言われてきました。しかし、そういう努力をされたにもかかわらず、不祥事案が後を絶たない。今回の事案は、交通違反をもみ消して、そのために見返りを求めるということで、まだ余罪があるかもしれないという状態です。佐川急便事件の反省から、このようなことが繰り返されないようにと対策がとられてきたと思うのですが、その効果はなかったのではないかと思うのですけれども、これまでどのように取り組んでこられたのでしょうか。1点、聞きたいと思います。

本会議で、警察官の中にも誤ったことがあれば、お互い告発をし合う制度もあると聞いています。今回の事案では、それは機能していなかったということです。部下の警察官は犯罪だとわかっていながら、上司に協力をさせられてしまった。それで、みずからも犯罪を犯すことになったということです。間違いを正す自浄能力が警察の中に欠けているのではないかと思われても仕方がないと思います。間違いを間違いと言えない体質があるのだとしたら、一体それはどうしてなのか。機能していないのはどういう問題があるかと考えておられるのか。その点を聞きたいと思います。

○柘植警務部長 まず、今回の事案を起こしましたことについて、この場をおかりして、深くおわびしたいと思います。

お尋ねの件です。これまで佐川急便事件を初め、不祥事があり、それに対してさまざまな再発防止策に努めてきたと言っているが、依然として発生しているのではないかに関してですが、指摘のとおりで、この被事案については、これまで被事案の事実関係を明らかにした上で、必要な業務管理や倫理教養等について再発防止策に努めてきたところですが、今回、また被事案が発生したことについては、特に職務倫理教養の点で十分に職員に浸透できていなかったのではないかと考えているところです。今後は、個々の職員の心にしみる教養などをさらに徹底していく必要があると考えています。もちろん今回の事案については、現在、余罪も含めて、捜査を進めていまして、今後、全容を明らかにした上で、必要な再発防止策を考えたいと思っておりますが、具体的な再発防止策を組織を挙げて講じた上で、県民の信頼回復に努めてまいりたいと考えています。

また、今回、部下職員の同乗していた巡査長については、不正を前にして、上司から黙っておくようにと言われて、その命令に従ったということで、全くもって倫理観の欠如があったと見ています。こうしたことについても、しっかりと事実関係を明らかにした上で、倫理教養の徹底と再発防止策の確立に向けて検討したいと思っております。以上です。

**○山村副委員長** 答弁では、いずれも職員の倫理観が欠如していることが原因ではないかと答えられましたが、そのために教育を一生懸命しているにもかかわらず、起こっているということが問題で、特に後半の部下の警察官が悪いことだとわかっているにもかかわらず、それが言えないというのは、上司に対してはっきり物が言えないことも問題ですし、それを警察全体の中で問題にすることができない。つまり、そういうことをすれば自分に不利益になるという不安感があったのかもしれないと思うのですが、そういう体質が警察の中にあること自身を正していかななくてはならないのではないかと思います。

交通違反の事案については、これまでも起こっているように、もみ消しなどが起こり得るということで、現場のチェック体制や業務上のいろいろな部分でそういうことが起こらない仕組みをきちんとつくっていくことが本来必要であったと思うし、つくられてこれだけだと思っていたのですけれども、そうなっていなかったということで、重大な事件を起こしておきながら、対応はずさんではないかと県民の厳しい意見があるのは当然だと思えます。その点で警察全体の問題があっても、事なかれで、要するに、自分にいろいろなことがかかってこないように、言わないという体質である、風通しがよくないという体質である、それから、きちんと業務の手順についてのチェックの体制をつくっていく点で弱点があったのですから、その回復に本気で取り組んでいかないといけないと思うのですが、今

回の捜査が終わった段階で対応策を立てられるということですから、それを報告いただきたいと思います。こういうことが起こるといことは、違反を取り締まられる立場にある県民にとっては承服しがたい事態だと思うのです。こういう問題について第三者がきちんとチェックをして、おかしいですと、ここを改善しなさいということがなかったら、なかなかうまくいかないと思うのですが、この問題について公安委員会はどのように対応しておられるのか。その点についても聞きたいと思います。

**○柘植警務部長** 公安委員会に対しては、本件事案を把握した以降、私から事案の概要等について報告をしています。公安委員からは、今回の事案についての捜査を徹底して行い、明らかになった事実をもとに厳正に対処していくこと、本件事案を発生させた原因を究明して、その原因のもとに再発防止策につなげていくことなどの指示を受けています。引き続き公安委員会の指導を受け、適切に対応していき、県民の信頼回復に全力で取り組みたいと考えています。以上です。

**○山村副委員長** 謝っていただいたから、理解できましたとは到底ならないのですけれども、なぜ何度も同じことを繰り返して、きちんと改善できないのかについては、重大な問題があるのだということ認識していただきたいと思います。

公安委員会にも報告をして、公安委員会からも指摘があるということですが、公安委員会は事務局が警察の方で、独立した機関とは言えない弱点があると思っています。やはり独立した県民の監視の機関で、きちんとした対応がないと、この問題は一掃できないと思っています。そういう点については引き続き求めていきたいと思っています。今ここで何度やりとりしても、同じ繰り返しですので、これ以上申しませんが、いろいろ対応してきたと言ったけれども、全然功を奏していなかったということで、はっきり言って、信頼できないというのは誰もが思うことだということを受けとめていただいて、改善に当たっていただき、その点を、どう受けとめられるのかだけ聞いて、この質問は終わりたいと思いますが、いかがですか。

**○柘植警務部長** 公安委員会の関係について、警察の不祥事の調査については、捜査活動と密接に関連するところも少なくないことから、全く第三者的な組織に行わせるのは適当ではないということと、警察の業務に精通している者が当たらなければ、実効ある監察は行いにくいということなどから、警察法第38条で公安委員会制度が設けられています。今回の事案について、県民の信頼回復に努めていくに当たっては、事実関係、全容をしっかりと解明した上で具体的な再発防止策を講じて、全力で取り組んでいきたいと考えてい

ます。

**○山村副委員長** 警察の問題については終わりますが、次に、マイナンバー制度の実施について聞きたいと思います。政府が進めていますマイナンバー制度は、平成27年10月に個人に通知がされて、登録が求められるということですが、実態として、多くの県民は何がどうなるのか、内容についてはほとんど理解されていない現状があると思います。しかも、年金機構のコンピューターが外部からのインターネットで送られてきたウイルスに感染して、現在判明しただけでも125万件という空前の規模の個人情報の流出があったことで、大変な重大事態となって、不安が広がっていく状況になっています。この問題に対処している厚生労働省のずさんな対応もある中で、このまま進めていいのかという問題が起こってきていると思っています。

こういう中で聞きますが、1点目は、巨額の国費が投じられて現在準備が進められていますが、県市町村の準備状況はどうなっているのか。

2点目、県民に内容がほとんど周知されていない。情報漏えいの不安が広がるという点で、県としてはどのような対処をされていくのか。

3点目、マイナンバー制度の情報の管理についてはいろいろ対策を講じているとは思いますが、100%安全を確保することは不可能であると思いますけれども、どのように考えているのか、聞きたいと思います。

**○阪本行政経営課長** マイナンバー制度の準備状況です。マイナンバー制度については、平成27年10月から市町村から全住民の方々に個人番号が通知されることになっています。平成28年1月から番号カードの交付が始まり、地方公共団体が他の地方公共団体と情報連携をしますのは平成29年7月からになっています。

制度の導入に向けて、庁内でも、所要の準備をしていますが、大きく分けて2種類あり、1つは、マイナンバー制度を利用する事務に関するシステム整備や改修、もう一つは、マイナンバー制度利用の前に実施が義務づけられている特定個人情報保護評価の実施と安全管理体制の構築です。番号制度を利用する事務については、システム改修をする前に、各事務において対象者数に応じて特定個人情報保護評価を実施することになっています。これは情報漏えいや不正に複製されるというリスクなどについて、事前に分析して安全対策を講じるものです。特に対象者数が30万人を超える大きなものについては、住民基本台帳システムと税システムがあり、パブリックコメントを実施して、個人情報保護審議会による第三者点検も実施していただき、評価書を作成して公表しています。

平成27年度に入ってから、各業務において個人番号を取り扱う事務について、事務の流れや担当者、責任者を明確にして、安全管理体制の構築を整えているところです。各システムについても業務に応じたプログラムの改修や整備を行っています。

市町村についても、事務の担当者に対して、平成26年度も説明会を開催し、平成27年5月にマイナンバーの準備についての説明会を行ったところです。さらに、7月にも安全管理体制の構築や窓口での対応等についても実践的な説明会を開催する準備をしています。

マイナンバーについて、日本年金機構からの不安や県民に知られていないということについても、県では、情報漏えい問題については、安全対策について全国知事会を通じて国に対して再度、総点検を要請したところです。政府では、マイナンバーの制度を理解していただくように、テレビCMや冊子などで広報されていますが、本県でも、平成27年3月から県のホームページに制度の概要を説明したページを立ち上げ、さらに、6月10日には県内の事業者を対象にした説明会を開き、マイナンバーとはというところから、源泉徴収票を作成する場合など、その場面に応じてどのようにするのかの説明会を開いています。今後も県のデジタルサイネージを使ったり、県民だよりなどで広報、周知していきたいと考えています。

安全性については、知事が本会議で答弁しましたが、マイナンバー制度については、個人情報を一元管理をするものではなくて、今までどおり、国、県、市町村で分散管理をするということになっています。

情報照会をする、連携をするということについても、住所や氏名など、マイナンバー自身を一切ネットワークの中では流さないで、別の符号に変えて行うというシステムになっているということです。万が一、情報照会の回答内容が途中で盗み取られるということがあった場合でも、誰のものなのかわからないシステムになっているということです。芋づる式に漏えいしな体制がとられています。

標的型の攻撃についても、事前に検知する最新のセキュリティー技術を組み込んだシステムが構築されており、個人情報の漏えいについては、二重、三重のセキュリティー対策が講じられることになっています。

県においても、人的なセキュリティー対策としては、職員の単純な操作ミスや知識不足から個人情報の漏えいが発生しないように、未然に防ぐために、平成27年度中にマイナンバーを取り扱う職員に対しては個人情報保護の研修を義務づけて実施することでセキュ

リティー対策に取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○山村副委員長 いろいろ安全対策を講じておられますけれども、100%安全を確保することが困難であると思うのですが、その点はいかがですか。

○阪本行政経営課長 100%というところについては、標的型のメールなどは難しいと思いますが、来た場合それにどのように対応するのかについては、研修などを通じて取り扱いの方法などについて職員教育を徹底したいと考えています。

○山村副委員長 職員教育を徹底ということで、いろいろやっているとありますが、市町村ですと、業務が小さい市町村ほど大変な負担になっているという事実があります。そのために、非常勤職員や派遣職員で賄うという事態も起こっていると聞いています。個人情報保護の点でも非常に問題があると思いますが、そういう点でも十分な対応が必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○阪本行政経営課長 市町村の窓口での対応や市町村でのマイナンバー事務の取り扱いについても、非常に取り扱いを慎重にさせていただかなければならないので、8月に研修を開いて、より慎重に、具体的に対応できるように進めていきたいと思っています。

○山村副委員長 これは国の予算で行われる仕事で、人的な配置も含めて、国が十分な対応をしなくてはならないと思いますが、県からもきちんと進めていただきたいと思っています。100%の情報漏えい防止は現状では無理ですし、次々と新しく意図的に盗もうとする者が生まれてくる。一度情報が漏れたら、絶対にもとに戻すことはできないので、情報が集積されるほど、漏えいの危険が高まるということで、このやり方でいいのかと国会で議論がされていますが、個人情報是一元管理というやり方ではなくて、分散型で穏やかに管理すべきではないかと思っています。この制度の目的が住民にとっては行政サービスの手続で便利になると言われていますけれども、サービスを受けるのは年に数度しか利用されないものです。税、健康保険、年金、介護、子育て、幅広い社会保障情報が国によって一元管理されることになって、しかも、データマッチングは本人の意思にかかわらず、本人の同意も必要とせず、いろいろな形で使われていくと。今後の利用拡大ということになりましたら、警察の捜査にも利用が可能ということも言われていますから、大変恐ろしい監視国家につながっていくのではないかと思っています。巨額の費用をかけても危険が免れない、国民の理解も得られていない制度の導入に私としては反対すべきであると思っています。これは意見です。述べておきます。

それから、関西広域連合について聞きたいと思っています。知事は、防災、観光の部分参加

ということで、先ほど説明いただきました。これまでも県は、関西広域連合には入らないけれども、広域連携でいろいろなことができるのではないかとということで非常に努力をされて、頑張っただけだと思います。その点、評価しています。

さらに、観光分野で言いますと、本来、各県がそれぞれ競争する分野であると思います。しかも、関西広域連合全体の予算配分から見ても、19億円の全体予算のうち観光分野で2,000万円ですから、加入してもそんなにメリットはないと思います。ですので、今回、部分的に井戸兵庫県知事におつき合いをされるということで入ろうとされるようですが、余りメリットがあるように思えないのですが、どのように考えておられるのか聞きたいと思います。

**○青山知事公室次長（政策推進課長事務取扱）** 自民党の代表質問に知事が答えましたが、関西広域連合へ国出先機関が移管され、奈良県に不利な予算配分等が行われるという懸念があったことが関西広域連合への設立当初からの参加を見合わせてきた最大の理由でした。先ほども説明をしましたが、この懸念がほぼなくなり、関西広域連合の活動は連携・協働の業務が中心となっていることから、平成27年3月に知事が部分参加の判断をし、平成27年3月の予算委員会でも知事から説明をしたところです。

知事の発言、答弁の繰り返しになりますが、これまでも連携・協働して取り組むことで本県に効果がある分野については、近隣府県やふるさと知事ネットワークの参加県などと共通する政策課題に取り組んできています。連携・協働は大変有効な手段の一つとなっていますけれども、今回の関西広域連合への部分参加もこの連携・協働の一つと考えています。参加を考えています広域防災と広域観光・文化振興の2分野については、災害時の広域応援体制の強化、関西へのインバウンドなどで本県にとって連携・協働する効果があると考え、関西広域連合に部分参加をする方針に至っています。以上です。

**○山村副委員長** 今、答弁にあったように、もともと関西広域連合は国からの権限移譲を受けて、大きな予算も配分をされてプロジェクトを行っていくと。かなり大きなことを目指していましたが、現在では知事が言うように、そんなことはできない状況になったわけです。ですから、入って安心だと言われますが、それなら余り意味がないと思いますし、もともと知事は、屋上屋を重ねて新たな議会をつくることは無駄遣いではないかと言われていました。関西広域連合の議会の費用負担は2,500万円と言われていましたし、さらには、職員も派遣をしないといけないことになります。本当に屋上屋の無駄遣いであると思います。県は広域連携で既に効果を上げているわけですから、わざわざそのような税

金を投入して、新たに効果の薄いことに参加をする必要はない、やめるべきだと思います。これは知事の考えですので、ここでは問いませんけれども、意見として述べておきます。以上で終わります。

○粒谷委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。議第55号、当委員会所管分が原案どおり可決されましたので、反対された方は反対討論をされますか。

○山本委員 反対討論はしませんが、修正案を提案します。

○粒谷委員長 川田委員はどうですか。

○川田委員 創生奈良と一緒に。

○粒谷委員長 日本共産党はどうですか。

○山村副委員長 討論します。

○粒谷委員長 それでは、反対討論をされますので、委員長報告には反対意見を記載しませんので、よろしくお願いします。

次に、議第59号についてですが、日本共産党は反対討論されますか。

○山村副委員長 はい、します。

○粒谷委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いします。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって本日の委員会を終わります。